

**(仮称) 堺市民芸術文化ホール運営管理方針 (案)**  
**についてのご意見の要旨と本市の考え方**

	ご意見の要旨	市の考え方
○新施設のコンセプトについて		
1	施設の愛称の公募は、ぜひ行って下さい。	皆様に永く親しまれ愛され続ける施設とするためにも、公募などによる愛称の募集を検討させていただきます。
2	(4) 運営管理のポイント③公益性の担保にあるように公共施設としての責務を大切に考えて戴くことを念を押してお願いしておきます。	新施設では、事業の質・内容、貸館システム等において公益性・公平性を担保し、本市の文化力の向上を担う公共施設を実現していきます。
3	中核文化施設として「南大阪における芸術文化の創造・交流・発信の拠点」ということですが、もう少し広いエリアを想定しても構わないのではないのでしょうか。 これだけの整った新施設であれば、隣接する大阪市内や交通の便のよい私鉄沿線からも集客が可能ではないのでしょうか。	新しい施設像につきましては、南大阪周辺にはない2,000席程度の大ホールを活かして、芸術文化の振興をはじめ、都市魅力を創造・発信することを視野に位置付けました。 ご指摘のように、集客につきましては、南大阪エリアに留まらず、広いエリアからの集客を視野に入れて取り組んでまいります。
4	「地域施設との連携及び役割分担」は大切なことと考えます。今後、より具体化され実現するようお願いいたします。	新施設と地域文化施設とは、催しの情報交換をはじめ、PRや事業等において連携していくことを考えております。 今後、新施設が中心となって、地域文化施設との連携を十分に図り、それぞれの役割を果たしながら、ともに文化施策を推進してまいります。
○事業について		
5	方針については、これで良いと思います。 事業内容(ア)の鑑賞事業について、これまで旧会館では公演出来なかった事業を重視する点は評価出来ます。積極的に事業を展開して戴くことを期待しています。 なお「(仮称)自由都市堺文化芸術まちづくり条例(案)」の第11条、学校教育における文化芸術活動の充実に関わって、文科省も最近、学校教育における文化芸術の鑑賞教育を重視してきていますから、本市においても、新施設建設を機会に、すべての小・中・高校の子どもた	大ホールの機能を向上させ、これまで出来なかった公演を実施することは、市民の皆様の鑑賞の幅を拡げ、より多彩な芸術文化を提供できるものと考えています。 また、子どもたちが幼少期から優れた舞台芸術に触れ、体験する環境を充実させることは、子どもたちの豊かな感性や創造性を育む機会と捉えており、関係部局とも連携し検討してまいります。

**(仮称) 堺市民芸術文化ホール運営管理方針 (案)**  
**についてのご意見の要旨と本市の考え方**

	<p>ちに公費による芸術鑑賞が出来るように、予算措置も含めて考えてください。</p>	
6	<p>年間来場者数の見込みについては、想定稼働率80%は妥当な数字と思われます。最も事業内容によって、左右される数字ですし、宣伝、広報の仕方にも関係する率であることは確かですから、工夫をこらし、来館者の増加に努力することは必要でしょう。</p>	<p>施設の集客力を高めるためには、多くの皆様に「行ってみたい」と思ってもらえる魅力ある公演等を提供することが重要であると考えています。</p> <p>その他、広報活動は勿論のこと、利用者ニーズにあったサービスの向上、利用料金など利便性の高い施設運営を行い、来館者の増加に繋げてまいります。</p>
7	<p>堺市にこのような立派な施設ができることはとても嬉しく思います。</p> <p>市民が色々なイベント等に参加できることはもちろん、様々なジャンルのものに触れ合えるよう、これからの企画に期待しています。</p> <p>ホールの完成を楽しみにしています。</p>	<p>新施設の開館を心待ちにさせていただいている市民の皆様は愛され、誇りに感じていただけるような施設としてまいります。</p>
8	<p>事業展開の中で、集客力と稼働率の向上に貢献するとして、マスメディア・興行目的の特別貸館が三分の一を占めることとなっていますが、市民のための施設という本来の目的からいえば、利用者登録の状況、自主事業の企画、一般貸館利用者の調査等を行い、比率を固定するのではなく、柔軟な対応をお願いします。</p>	<p>特別貸館は、一般利用者による定期的な利用を勘案するとともに、利用の集中する土日のうちの半分は市民利用を確保するなどの調整が必要であると考えています。</p> <p>また、年間利用において、約3分の1を特別貸館が占める想定は比率を固定したものではなく、あくまで、ひとつの目安として記載したものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
9	<p>年間来場者見込みが旧ホールの約1.6倍(大ホールは1.8倍)とかなり高い目標となっています。「評価制度」の物差しとしてこれが一つの基準とされると、プロデューサー・指定管理者などは、より集客力の高い催しを優先する恐れがあり、一般利用のハードルを高くする恐れがあります。こうしたことが起こらないよう、一般利用優先の考え方を優先されるようお願いいたします。</p>	<p>著名なアーティストが出演することが多い特別貸館は、アーティスト等のスケジュール調整のため、一般貸館よりも早い時期に申込受付を行う必要があります。</p> <p>また、特別貸館は、ホール利用の促進を図り、ホールの稼働率にも貢献します。</p> <p>ただし、市民の皆様が申し込みを行う時点において、利用の集中する土日のうちの50%程度は、原則として、市民利用のために確保することを検討するなど、集客力の高い催しである特別貸館と市民利用とのバランスを十分に考慮します。</p>

**(仮称) 堺市民芸術文化ホール運営管理方針（案）  
についてのご意見の要旨と本市の考え方**

10	<p>大阪、堺に於いては「アジア（北アジア、東南アジア）を軸とした国際交流のパイプを太くしていく必要を強く感じる。</p> <p>その為の施策として（仮称）堺市民芸術文化ホールでは多言語同時通訳の機能を充実させ北東アジア・東南アジア諸国の文化・地理・歴史・地誌を広く深く知っていくため、国内外の研究者等広く招聘した講演や国際的、学際的フォーラムやシンポジウムを是非とも開催していただきたい。</p>	<p>新施設では、国際的なフォーラムやシンポジウム等にも対応できるように、同時通訳に必要な基礎的な設備を備える予定をしています。</p>
○ 運営管理体制について		
11	<p>設置されるプロデューサー・マネージャーは、施設の性格を決定付ける重要な要ですが、多目的ホールとして運用していく上で広範なジャンルを理解し、市民のニーズにバランス良く応えていくことが必要でしょう。</p> <p>プロデューサー・マネージャーの選定は個性を求めるのではなく、広範な知見を重視していただくこと、「収益性」優先ではなく、「一般利用」優先を基本としていただくようお願いします。</p>	<p>プロデューサーには話題性や市内外への発信力が高い公演を選定・誘致できる能力や、専門分野において知識が高く、公演の内容をプログラミングできる企画能力が求められます。</p> <p>また、収益性のみならず、公益性とのバランスをとるため、組織の各部門を統括し、実務責任者となるマネージャー等の配置を検討します。</p>
○ 施設運営方針について		
12	<p>施設運営方針の基本的な考え方として、「指定管理者に運営を任せます。」として、直営と指定管理者のメリットとデメリットを比較しています。そして指定管理者制度導入における検討項目をあげています。</p> <p>地方自治法の一部が改正され、「公立の施設」が管理委託制度から、指定管理者制度に変わり（平成15年）、今では殆どの公立の施設は、指定管理者制度を導入しています。しかし様々な問題も指摘されています。指定管理者の選定にあたって留意すべきことは、経済性、効率性ばかりを追求して、公共の施設として使命（ミッション）がなおざりにされてはいけないと思います。</p> <p>従って、指定管理者を選定するにあたって、</p>	<p>指定管理者の選定については、公共ホールの使命を果たしつつ、ホール運営の専門的なノウハウ等を持つ事業者に運営を任せることで効率的な運営を図るほか、将来にわたり継続的に事業展開ができるように、長期的な視点による施設運営が可能な運営主体を選択します。</p> <p>また、施設運営には本市の文化施策との整合性を求めるほか、プロデューサーや技術責任者など専門性の高い人材を配置する必要があると考えております。</p>

**(仮称) 堺市民芸術文化ホール運営管理方針 (案)**  
**についてのご意見の要旨と本市の考え方**

	<p>当該自治体の「文化政策」の基本理念に照らし合わせることに併せてその文化施設の設置理念、政策目標、事業展開に充分対応できる団体かどうかを見極められるようにして載せたいと思います。</p> <p>とりわけ文化施設における、ハード、ソフト、ヒューマン（人材）にわたる専門性が確保できているかが重要です。指定管理者制度選定にあたっては、この点を踏まえて載せたいと思います。</p>	
13 ・ 14	<p>利用料金については、文化団体のヒアリングにあった「1階席のみの料金は必ず設定すべきである」という要望に、大ホールは「客席の利用状況に応じて、料金の段階的な設定を検討します。」とありますから、ぜひ、この要望に応じて下さい。</p>	<p>施設の利用料金については、受益者負担の考え方を基本としつつ、施設の設置目的に鑑み、市民の皆様にご利用しやすい料金とし、近隣の類似施設等を参考に検討します。</p> <p>大ホールの客席数が2,000席程度のため、主に市民利用など1,000席程度の中規模利用のニーズにも対応できるような料金設定を検討します。</p>
15	<p>指定管理者は入札制度により決定され、運営上の責任が評価対象とされるため、施設管理に重点が置かれ、ともすると施設利用者に過大な負担を負わせる可能性があります。指定管理者が柔軟な運用ができる制度の制定をお願いします。</p>	<p>毎年度の事業報告書に対する評価の視点には、適正な管理運営の確保や収支の実績の他、利用者サービスの向上への取組があります。</p> <p>サービス向上の取組には、利用促進、利用者満足度といった項目があるため、利用者の皆様に過大な負担に繋がらない仕組みになっております。</p>
16	<p>南大阪の拠点施設としての位置付けからすれば、利用者登録は市内外を問わず受け付けるようお願いします。</p> <p>また、市民利用と市外利用者との申込み時期に差を設ける場合も、利用者登録者は市内利用者と同様の取り扱いとされるようお願いします。</p>	<p>新施設では、利用者登録の採用を念頭にしていますが、その登録要件をはじめ、申込時期の設定などは今後、検討してまいりたいと考えています。</p>
17	<p>利用時間の仕込み・バラシなどの早朝・延長利用は、割引料金の設定とともに導入をお願いします。</p>	<p>早朝や延長利用等については、割増料金の設定を含めて導入を検討します。</p> <p>しかしながら、ホールや諸室によっては、前後の催しの有無などの状況を勘案する必</p>

**(仮称) 堺市民芸術文化ホール運営管理方針 (案)**  
**についてのご意見の要旨と本市の考え方**

		<p>要があると考えています。</p> <p>なお、割引料金の設定については、旧施設で導入していた仕込み・バラシにおける利用時間区分の割引等も踏まえて検討します。</p>
18	<p>附帯設備料金は個別・セット料金いずれの場合も、指定管理者が設定するのではなく、分かりやすい料金表示を市が制定するようお願いいたします。</p> <p>また、舞台要員の増員等の基準も明確にしてくださいようお願いします。</p>	<p>これまでの利用者から「施設の基本料金以外に、付属設備や舞台技術要員に係る費用が加算されると総額がわかりづらい」といったご意見をいただいております。</p> <p>新施設では付属設備や舞台技術要員等を含んだわかりやすいセット料金の設定について、今後、市として検討してまいります。</p>
19	<p>ヒアリング意見にあった「市民団体登録制度」は十分に検討してもいいかと思う。</p> <p>近年「ヘイトスピーチ」や「従軍慰安婦問題」あるいは「新しい歴史観」を巡って議論が多い。歴史観を巡って市民相互間の対立の激化も予想される。</p> <p>事前にどのような催しがされるかを把握する必要に迫られる事態も想定されないか？</p> <p>「表現の自由」と「人権」の調整にかかる難しい判断が求められる場合、なんらかの審議機関による「審理」手続きの制度も設けておいたほうがいいかもしれないと愚案する。</p>	<p>利用申請方法や時期については、利用者登録の採用を念頭に、手続きの簡素化等の利便性を検討してまいります。</p> <p>大・小ホール、大スタジオについては、申込段階において催し内容の確認や舞台設備等の打ち合わせを行う必要があることから、原則として施設窓口での受付とします。</p> <p>その中で、施設の利用にあたって疑義が生じる利用申請があった場合は、その目的や内容を確認し、弁護士などの専門家の意見も聞きながら庁内関係部局と連携して、適切に対応してまいります。</p>
○ 運営経費について		
20	<p>「新施設のコンセプト」に示されているように、文化芸術の振興は市の責務です。「運営経費・収支の考え方」の中にいう「市の公費負担は避けられません」「受益者負担の原則」という姿勢ではなく、「積極的投資」、文化芸術の振興は市の責務であることをより重く考えていただき、これまで以上の予算付けをお願いします。</p>	<p>新施設は、単なる文化力の向上に対する投資だけではなく、中心市街地の活性化、都市格の向上、本市マスタープランに掲げる基本政策の実現をめざすうえでの投資として考えており、「南大阪における芸術文化の創造・交流・発信の拠点」として、文化芸術の振興に努めてまいります。</p> <p>なお、市の財政負担の軽減を図るためにも、公的機関からの助成金や企業・個人等からの寄付・協賛金など外部資金の獲得を積極的に図ってまいります。</p>
○ 広報について		

**(仮称) 堺市民芸術文化ホール運営管理方針（案）  
についてのご意見の要旨と本市の考え方**

21	<p>広報の会員組織の整備で、「会員割引等を検討することで、新施設のファンを増やします。」とあるのは、賛成です。</p>	<p>新施設の会員数を増やし、大ホールの入場率向上に繋げることで、チケット収入の安定的な確保にも寄与することから、会員組織についても十分検討してまいります。</p>
○ 評価について		
22	<p>評価のところで、「指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有職者で構成する指定管理者制度懇話会による意見聴取を行う」とありますが、この懇話会の構成メンバーに、公募の市民を加えることは考えないのでしょうか。</p> <p>指定管理者の評価については、年間利用者の意見も（アンケートなど）反映される制度を作るようお願いします。</p>	<p>指定管理者制度懇話会は、指定管理者制度を導入している公の施設の管理運営や同制度の運用全般について、専門的な見地から意見を聴取するため、学識経験者、公認会計士等の外部有識者で構成しています。</p> <p>意見の聴取にあたっては、指定管理者から報告される利用者アンケートの結果、意見等も検討資料とし、利用者意見の反映に努めています。</p>
○ その他		
23	<p>まちづくりの視点は、こうした施設を造る時、大変重要なことですが、その施設の建設に合わせて、周辺地域のまちづくりの青写真を住民に示すことは出来ません。一步後れて都市計画がされることと思います。しかし周辺住民にとっては、新施設建設による周辺地域への影響はとても気になることです。こうした周辺住民の不安を払拭するための方策なり、住民との対話や話し合いを充分に行いながら、新施設の建設を進めて戴きたいと思います。</p> <p>これは、3の市民との協働の促進にも関わりますが、新施設が周辺住民の町ぐるみの協働・連携となるようなまちづくりプランが出来れば、とても良いことと思います。</p>	<p>本市はこれまで、周辺住民を主に対象とした解体工事に係る説明会、基本設計の意見交換会、基本設計報告会、運営管理方針（案）説明会を開催し、意見交換等を行う機会を設けてまいりました。</p> <p>今後も建設工事の説明会等を予定しておりますが、引き続き、市民の皆様への丁寧な情報提供に努めてまいります。</p> <p>また、市民の皆様との意見交換の場や市ホームページなどを通じて、施設の詳細や周辺のまちづくりとしての連携案などを適宜、お示しし、皆さまのご理解、ご協力を得ながら、施設整備を進めてまいりたいと考えています。</p>
24	<p>文化団体から出された意見には、考えるべき意見が多々ありますから、よく吟味のうえ、取り入れられる意見は取り入れて頂きたいと思えます。</p>	<p>今回運営管理方針（案）を策定するにあたり、各文化団体等へのヒアリングを実施させていただきました。その中でいただいた沢山の貴重な意見等につきましては、運営管理方針（案）に反映させていただいており、今後の検討にも活かしてまいりたいと考えています。</p>